
【前橋市成年後見制度利用促進計画】

「成年後見制度の利用の促進に関する法律（促進法）」第23条に基づき、市町村における「成年後見制度の利用促進に関する施策について基本的な計画（市町村計画）」として位置づけます。

国の成年後見制度利用促進基本計画のポイントは、「利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善」、「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」、「不正防止の徹底と利用しやすさの調和」となっており、本市においても、国の基本計画のポイントを踏まえ、成年後見制度の利用促進を目指して取り組んでいきます。

○周知啓発

日常的な生活の見守りや支援を受けながら、安心して地域での生活を送ることができるよう、成年後見制度の周知啓発を行います。

○相談対応

地域包括支援センターや障害者相談支援事業所といった相談支援機関に対する支援等を行います。

○地域連携ネットワークの構築

地域における見守り活動の中で、認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が不十分で、権利擁護支援が必要な人を早期発見し、必要な支援へ結びつけるために、地域連携ネットワークの構築を進めます。

○協議会の設置

被後見人等への支援の在り方や方向性を考える「チーム」を支援するため、医療・介護・福祉関係者に加え、法律の専門職団体等が連携・協力する「協議会」の設置に努めます。また、家庭裁判所等関係機関との連携強化を図ります。

○中核機関の設置

地域連携ネットワークの旗振り役であり、協議会の運営を行う「中核機関」の設置を進めます。

○制度利用支援

成年後見制度の利用が必要な状況であるにもかかわらず、本人や親族が申し立てを行うことが難しい場合などに、後見等開始の審判を市長が家庭裁判所に申し立てる、市長申立の適切な活用を図ります。また、成年後見制度の利用が必要だけれども、経済的な問題等で利用することが困難な方を支援するため、申立に係る費用や後見人等の報酬について助成を行います。

○日常生活自立支援事業との連携

前橋市社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業の利用者について、成年後見制度の利用が適当な場合は、制度へのスムーズな移行ができるよう、市社協と連携をします。
